

青梅市重層的支援体制整備事業実施委託にかかるプロポーザルの審査結果について

令和7年度以降3年間の債務負担行為にて行う青梅市重層的支援体制整備事業実施委託にかかるプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の審査については、プロポーザル選定委員会において実施した結果、下記のとおりとなった。

なお、プロポーザル応募事業者に対して、この審査結果を令和6年12月25日に通知した。

記

1 審査方法

青梅市重層的支援体制整備事業実施委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（別紙）にもとづき設置した選定委員会において、企画提案書、見積書およびプレゼンテーションの内容を採点方式で審査した。

2 応募事業者

- (1) 一般社団法人うえるびー
- (2) 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会

3 審査結果

下表のとおり、合計点数が上位の一般社団法人うえるびーを受託候補者とした。

ただし、一般社団法人うえるびーが青梅市の区域内11地区のうち一部の地区の受注となるため、次点の社会福祉法人青梅市社会福祉協議会も受託候補者とした。

なお、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会が受注する地区については、当市と協議の上調整する。

応募事業者	合計点数	見積金額（税込）	応募地区数	1地区あたり見積金額（税込）※
一般社団法人 うえるびー	297.8点	76,220,000円	4地区	19,055,000円
社会福祉法人 青梅市社会福祉 協議会	286.2点	211,517,413円	11地区	19,228,856円

※ 小数点以下四捨五入

#### 4 経過

- (1) 第1回選定委員会  
令和6年10月15日（月）
- (2) 実施要領等配布期間  
令和6年10月21日（月）～令和6年11月5日（火）
- (3) 参加資格確認申請書提出期間  
令和6年10月21日（月）～令和6年11月5日（火）
- (4) 第2回選定委員会  
令和6年11月8日（金）
- (5) 参加資格審査結果通知発送  
令和6年11月12日（火）
- (6) 質問書受付期限  
令和6年11月22日（金）
- (7) 質問書への回答  
令和6年11月29日（金）
- (8) 企画提案書提出期限  
令和6年12月6日（金）
- (9) プレゼンテーション  
令和6年12月16日（水）
- (10) 第3回選定委員会  
令和6年12月19日（木）

以 上

# 青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

## 1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4の規定にもとづく重層的支援体制整備事業の実施を業務委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

## 3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 地域福祉課長
- (3) 委員 市民安全課、地域福祉課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て応援課および子ども家庭センターの職員で、各所属長が指名するもの

## 4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」

という。)に報告する。

#### 7 庶務

委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

#### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 9 実施期日等

この要綱は、令和6年10月8日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。